

# 公 告

栄町一般競争入札第4号

## 一般競争入札（事前審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（事前審査型）を次のとおり実施する。

なお、本入札は、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年6月1日

栄町長 橋 本 浩



### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 災害対応特殊救急自動車購入
- (2) 納 入 場 所 栄町消防本部（千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田乙20番地の71）
- (3) 納 入 期 間 議会議決日の翌日から令和9年2月5日まで
- (4) 購入物品の概要 別紙仕様書等のとおり
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 入 札 方 法 本入札は、電子入札システムを使用して行う一般競争入札である。
- (8) そ の 他 本入札の参加者又は入札した者が1人の場合にも入札の執行は継続する。

### 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本入札に参加できる者は、令和8・9年度入札参加資格者名簿（物品一車両一特殊用途自動車）に登録されている者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は栄町財務規則（平成9年栄町規則第4号）第121条第1項の規定による制限を受ける者でないこと。
- (2) この公告の日から本入札の期日までの間、栄町建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者
  - ② 本入札の期日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者

- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (4) 栄町建設工事等暴力団対策要綱第2条第1項及び第2項の措置を受けていない者であること。
- (5) 栄町暴力団排除条例（平成23年栄町条例第16号）第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者と認められていない者であること。
- (6) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に他の地方公共団体又は消防機関と同規模の車両売買契約を締結し誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 千葉県内に、本店又は支店等を有する者であること。
- (8) 自社の代表者と同一人が代表を務める別法人の参加資格を認めていないことを認識していること。

### 3 入札参加申請及び資格確認等

本入札への参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年6月1日（月） 午前 9時00分から  
令和8年6月15日（月） 午後 5時00分まで
- (2) 申請方法 電子入札システムにより、「参加資格確認申請書」及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を添え、申請すること。
- (3) 参加資格の有無  
参加資格については、電子入札システムにより「競争参加資格確認通知書」を令和8年6月19日（金）までに通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して3日以内に、栄町企画財政課に説明を求める旨の書面を持参して行わなければならない。
- (5) 理由の説明については、説明を求められた日から3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に書面により行う。

### 4 契約条項等の閲覧及び質疑について

次のとおり、本件物品購入に係る契約書（案）及び仕様書並びに電子入札約款（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

- (1) 設計図書等の閲覧は、令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）まで、電子入札システムPPI又は栄町消防本部消防総務課警防班で行う。ただし、栄町消防本部消防総務課警防班における閲覧は、事前に連絡をしたうえで、土曜日及び日曜日を除き、午前9時00分から午後5時00分までの間に行うこと。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、栄町消防本部消防総務課警防班に書面（ファクシミリ又は電子メール）により令和8年6月19日（金）午後5時00分までに提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和8年6月23日（火）までに栄町ホームページにより行う。

提出先：栄町消防本部消防総務課警防班 電話：0476-95-8982 FAX:0476-95-7630

E-mail : fd-keibou@town.sakae.chiba.jp

## 5 入札執行

### (1) 入札提出方法

①入札受付期間 令和8年6月26日（金）午前9時00分から

令和8年6月29日（月）午前10時00分まで

②入札金額を電子入札システムより提出すること。

### (2) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、栄町財務規則第127条の4の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することができる。

(3) 入札書に記載する金額は、消費課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの総額を入力すること。

(4) 入札参加者は、入札締切り日時までは電子入札システムにより入札を辞退することができる。これを理由として辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

### (5) 開札日時

令和8年6月30日（火）午前10時00分に電子入札システムにより行う。

## 6 入札の無効

次に該当する場合は、入札を無効とする。

(1) この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者、虚偽の申請を行った者及び電子入札約款等入札に関する条件に違反した者が入札した場合。なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、その確認後指名停止を受け、入札時において指名停止期間中である者は、本入札に参加することができない。

(2) 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合又は設計図書等のコピー等を授受した場合

(3) その他、入札金額積算に必要な資料の入手方法について、疑義が生じた場合

## 7 落札者の決定

(1) 有効な入札のうち、税抜き予定価格の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を定める。

## 8 落札価格及び契約価格の決定

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）をもって落札価格とする。

## 9 契約の締結

落札者決定後、その決定を受けた日から5日以内に仮契約を締結しなければならない。  
なお、当該仮契約は、栄町議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

## 10 留意事項

### (1) システム障害

- ① 電子入札システムに障害等やむを得ない事由が生じた場合は、入札日時の延期又は紙入札への移行をすることがある。
- ② 入札参加者において、システム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、栄町電子入札システム運用基準3-7「電子入札案件に紙入札業者として参加する場合」に定めるとおりとする。

(2) 提出された資格確認資料は返還しない。なお、法令又は条例等に基づく場合、申請者の同意のある場合等を除き、入札参加資格の確認以外の目的のために利用し、又は提供しない。

### (3) 異議申立て

- ① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできない。
- ② 入札の執行は、栄町の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加資格者は、異議を申し立てることはできない。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、栄町電子入札システム運用基準及び栄町電子入札約款のとおりとする。

## 11 問合せ先

### (1) 本入札に関すること

栄町企画財政課 財政班

電話：0476-33-7773 FAX：0476-95-4274

E-mail：zaisei@town.sakae.chiba.jp

### (2) 災害対応特殊救急自動車購入に関すること

栄町消防本部 消防総務課 警防班

電話：0476-95-8982 FAX：0476-95-7630

E-mail：fd-keibou@town.sakae.chiba.jp